○防衛省告示第百十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月二十七日（予備、同月二十八日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦　自衛艦十隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月二十七日（予備、同月二十八日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒

(ウ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度四〇分一一秒

(エ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年四月二十二日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年四月二十七日（予備、同月二十八日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦十三隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

議案提出

四月二十日議員から提出した議案は次のとおりである。

全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための高額療養費等の制度の在り方に係る措置に関する法律案（濵地雅一外三名提出）

議事日程

四月二十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

令和八年四月二十一日（火曜日）

午後一時開議

一　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）及び個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

議案受領（予備審査）

四月二十日衆議院から次の議案が送付された。

全ての国民が安心して医療を受けられる環境の整備を図るための高額療養費等の制度の在り方に係る措置に関する法律案（濵地雅一外三名提出）（衆第七号）

議案付託

四月二十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第三二号）

総務委員会に付託

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

法務委員会に付託

旅券法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

外交防衛委員会に付託

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第七号）

財政金融委員会に付託

農林中央金庫法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

農林水産委員会に付託

質問主意書転送

四月二十日次の質問主意書を内閣に転送した。

地方自治の本旨と地方公務員の兼業特例の関係に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第三四号）

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理　国務大臣　あかま二郎（赤間　二郎）

防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（四月十七日）

（前橋家庭裁判所判事・前橋簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　市川　太志

願に依り本官並びに兼官を免ずる（四月十八日）

○財務大臣臨時代理解職　国務大臣　林　芳正

財務大臣片山さつき帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職　同　あかま二郎（赤間　二郎）

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く　同　林　芳正

内閣府特命担当大臣片山さつき帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上四月十九日）　（警察庁長官官房付）警視長　石井　敬千

内閣事務官（内閣官房国家サイバー統括室）に併任する（四月二十日）